

公益財団法人南砺幸せ未来基金役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号及び公益財団法人南砺幸せ未来基金定款(以下「定款」という。)第16条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員は、定款第16条第1項及び第33条第1項本文に定めるとおり、無報酬とする。

ただし、定款第16条第2項及び第33条第2項の規定により、役員及び評議員には実費を弁償することができる。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。